

第 54 号議案

豊後大野市水道事業給水条例の一部改正について

豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が 8%から 10%へ引き上げられることに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業給水条例（平成 17 年豊後大野市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項及び第 34 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊後大野市水道事業給水条例第 26 条の規定は、令和元年 11 月 1 日以後に調定が行われる月分の水道料金について適用し、同年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に調定が行われる月分の水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の豊後大野市水道事業給水条例第 34 条の規定は、この条例の施行の日以後の同条に規定する給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。